（様式第２）

文書番号

２０ 年 月 日

申請者の名称

代表者氏名　殿

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理　事　長　名

交付決定通知書

20 年 月 日付けで申請がありました官民による若手研究者発掘支援事業費助成金については、下記のとおり交付することに決定したので、助成金の交付規程に基づき通知します。

記

１　助成金の対象となる事業及び内容

20 年 月 日付け第　　　号をもって申請があったとおりとする。

２　助成事業の名称

（大項目）官民による若手研究者発掘支援事業

（中項目）

（小項目）

３　助成事業期間 20 年 月 日　～　20 年 月 日

４　交付決定額

助成事業に要する費用の額 金　　　　　　　　　円

助成対象費用の額 金　　　　　　　　　円

助成金の額 金　　　　　　　　　円

補助率

なお、各年度の助成金の限度額は次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 助成事業に要する費用（円） | 助成対象費用（円） | 助成金（円） |
| 年度 |  |  |  |
| 年度 |  |  |  |
| 年度 |  |  |  |

ただし、助成事業の内容が変更された場合において、助成事業に要する費用の額、助成対象費用の額又は助成金の額に変更が生じたときは、別に通知するところによるものとする。

５　助成事業に要する費用の額及び助成対象費用の額の配分並びに助成金の額は、別表のとおりとする。

６　助成金の額の確定は、年度毎に、交付決定された助成金の額と、その金額以内の実支出額のいずれか低い額とする。

７　助成事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付規程（以下「交付規程」という。）の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為（虚偽の申請・報告、他の公的助成・委託制度等との重複交付など）がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

(１)　交付決定の取消、助成金の返還及び加算金の納付。

(２)　適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。

(３)　相当の期間助成金の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

(４)　機構の所管する契約について、一定の期間指名等の対象外とすること。

(５)　助成事業者等の名前及び不正の内容の公表。

８　助成金に係る消費税及び地方消費税相当額については、当該助成金交付規程の規定に基づき、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。

９　なお、助成金を交付するに当たっての条件は、別紙のとおりとする。

（別表）

助成事業に要する費用、助成対象費用及び助成金の額

|  |  |
| --- | --- |
| 助成事業者の名称及び住所 |  |
| 助成事業の名称 |  |
| 助成金の額 | 金　　　　　　　　円 |
| 費目 | 助成事業に要する費用（円） | 助成対象費用（円） | 助成金の額（円） | 備　考 |
| 年度限度額Ⅰ 直接経費Ⅱ 間接経費 |  |  |  |  |
| 年度限度額Ⅰ 直接経費Ⅱ 間接経費 |  |  |  |  |
| 合 計 |  |  |  |  |

（別紙）

当該助成金を交付するに当たっての条件は、次のとおりとする。

(１) 助成事業者は、研究開発を的確に遂行するに足る技術的能力を持った研究者等を有すること。「研究者等」とは、助成事業の責任者である主任研究者及び助成事業に直接従事する主任研究者以外の研究員（以下「協力研究員」という。）をいう。

(１)の２ 研究者等が助成事業の開始年度（助成事業者が様式第1の交付申請書を提出した日の属する会計年度をいう。以下同じ。）の4月1日時点において45歳未満であること。

(１)の３ 主任研究者が助成事業の開始年度の4月1日時点又は交付規程第11条第１項第四号の規定に基づき主任研究者を変更する場合は様式第６による計画変更承認申請書提出日時点において、博士号の学位の取得者であること。

(１)の４ 協力研究員が助成事業の開始年度の4月1日時点又は助成事業者が機構に対して行う様式第６による計画変更承認申請書提出日時点若しくは様式第７による計画変更届出書に記載の変更期日の時点において、大学等に在籍する研究者又は学生であって、所属部署等の長が研究開発能力を有すると認めた者であること。

(２) 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。

(３) 助成事業者は、助成事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。

(４) 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の承認を受けるべきこと。

(５) 助成事業者は、助成事業を遂行するための契約をするときは、助成事業の運営上一般の競争に付すことが著しく困難又は不適当である場合を除き、一般の競争に付すべきこと。

(６) 助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後５年間保存しておくべきこと。

(７) 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、事故報告書を速やかに機構に提出し、その指示を受けるべきこと。

(８) 助成事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、助成事業の実施の状況に関し、実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。

(９) 助成事業者は、助成事業が完了するときは、完了の日の翌日から起算して61日以内（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日まで）に、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の5月31日までに、実績報告書を機構に提出すべきこと。ただし、2022年度補正予算事業を実施する助成事業者（以下「2022年度補正予算助成事業者」という。）については、助成事業の完了日まで（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日まで）に、実績報告書を機構に提出すべきこと。

(10) 助成事業者は、機構が、助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。

(11) 助成事業者は、機構が事実確認の必要があると認めるときは、取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるべきこと。

(12) 助成事業者は、機構が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、機構の指示に従うべきこと。

(13) 助成事業者は、機構が交付規程第19条第２項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。

(14) 助成事業者は、交付規程第19条第１項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、交付規程第18条第１項第九号の規定による場合はこの限りではない。

(15) 助成事業者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。

(16) 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（以下「取得財産等」という。）のうち、交付規程第16条第１項により処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し、又は担保に供しようとすることをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。

(17) 助成事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の一部を納付すべきこと。

(18) 助成事業者は、助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から20日以内に、助成金交付申請取下げ届出書を機構に提出することにより行うべきこと。

(19) 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降5年間、様式第19による当該助成事業に係る実用化状況報告書を機構に提出し、助成事業の成果の学術誌等での発表、助成事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等の出願又は取得及びそれらを譲渡し若しくは実施権の設定、企業等との連携状況及び実用化の状況について報告するとともに、収益が生じたときは、機構の請求に応じ、交付された助成金の額を上限として、その収益の一部を機構に納付すべきこと。

(20) 助成事業者は、助成事業で得られた成果を発表又は公開する場合、事前に機構に対し別途定める方法により報告すること。また、発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、機構の事業の結果得られたものであることを明示すること。

(21) 助成事業者は、機構が助成事業年度に実施する助成事業の評価に協力し、かつ、その結果に基づく機構の判断に従うこと。

(22) 助成事業者は、助成事業年度の終了後5年間、機構が実施する終了時評価、追跡調査・評価、産業財産権等の取得状況及び事業化状況調査（以下「評価・調査等」という。）に協力すること。ただし、機構が必要があると認めるときは、終了時評価を助成事業完了前に行うこととする。（なお、助成事業年度の終了後5年度目の状況によっては、助成事業者の合意を得た上で、評価・調査等の期間を延長することがある。）

(23) 助成事業者は、人件費の算定に当たっては、原則として助成事業者が当該研究者等に支払った給与、諸手当及び法定福利費（健康保険料及び雇用保険料等の雇用主負担分）に基づき算定すること。ただし、機構が別の方法を指示したときは、その指示に従うこと。

(24) 助成事業者は、この規程に規定する様式の提出を、助成金交付申請書に定める主任研究者に委任することができること。ただし、様式第１、様式第４、様式第５、様式第６（助成金の額等、助成期間及び主任研究者の変更に関するもの）及び様式第８を除く。

(25) 助成事業者は、当該助成事業の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めるとともに、不正に第三者への成果の流出があった場合には、遅滞なく機構に報告し、不正行為者に対し法的措置を講ずるなど、適切に対処すること。

(26) 複数年度交付決定の場合、日本国政府の予算又は方針の変更等により本交付決定内容の変更を行う必要が生じたときは、助成事業者は、機構の指示に従うべきこと。

(27) 助成事業者は、機構が提供する電子情報処理組織を用いて申請及び届出等を行う場合は、別途定めるところによるものとする。ただし、この規程に定める様式を用いて提出することを妨げない。

(28) 助成事業者は、助成事業に従事した者が、助成事業に関して研究活動の不正行為（研究成果の中に示されたデータや研究結果等をねつ造、改ざん及び盗用する行為をいう。以下同じ。）を行った疑いがあると認められる場合は、調査を実施し、その結果を文書で機構に報告すること。（この場合、助成事業者は、経済産業省「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日制定）に基づき調査を行うこと。）

(29) 助成事業者は、経済産業省「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」(平成20年12月３日制定)に基づき不正な使用等（研究資金の他の用途への使用又は本規程の内容若しくはこれらに付した条件に違反して使用する行為及び偽りその他不正の手段により研究資金を受給する行為。以下同じ。)の十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めること。

(30) 助成事業者は、交付規程第８条第２項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、機構の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継しないこと。

(31) 交付決定を受けた助成事業の期間にかかわらず、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の５の規定に基づき、機構の中長期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る助成事業内容の効力は、機構の次期中長期計画が、経済産業大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。

(32) 助成事業者は、交付規程第７条第１項の規定に基づき共同研究フェーズの交付申請書を提出するときは、主任研究者及び当該共同研究等を行う民間企業の双方が署名した「官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付申請についての合意書」を添付すべきこと。